

鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

本病発生防止のため、農家の皆様には継続して衛生対策を実施して頂いているところですが、ここでもう一度、対策内容を確認し、衛生対策の徹底をお願いします。

なお、飼育羽数が100羽以上の農場には現地確認を実施します。家畜保健衛生所から日程調整のご連絡をしますので、お忙しい中とは存じますが、ご協力お願い致します。

◎家きんを飼育する上での衛生管理のポイント

1. 病気に関わる最新情報の把握
2. 家きん舎などの飼育区域（衛生管理区域）への病原体の持込みの防止
3. 野生動物等からの病原体の侵入防止
4. 家きん舎の衛生状態の確保
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処
6. その他（埋却等の準備、立ち入り者の記録など）

以下のいずれかに該当する場合は、必ず家畜保健衛生所に通報してください

- (1) 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ（紫色に変色）、沈うつや突然死など高病原性鳥インフルエンザが疑われる個体を確認した場合
- (2) 1 鶏舎において、1日の死亡羽数が過去21日間の平均死亡羽数と比較して、2倍以上となった場合
- (3) 1 鶏舎において、5羽以上がまとまって死亡している、うずくまっている等、異常な状況が確認された場合
- (4) 上記以外で本病が疑われ、異常が確認された場合

韓国で高病原性鳥インフルエンザが発生しました！

＜高病原性鳥インフルエンザ発生概要＞ 平成27年9月18現在

発生地	韓国 全羅南道 羅州（ナジュ）市、康津（カンジン）郡		
動物種	肉用あひる（8,000羽）、種あひる（6,800羽）		
血清型	H5N8亜型	陽性判定日	H27.9.18

2015年9月18日現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生状況（2015年9月～）

家きんでの確認件数：
2件（2市・郡）



**引き続き、飼養衛生管理基準
遵守の徹底をお願いします！**

**特に防鳥ネット等を点検し、野
鳥の侵入を防止しましょう。**

お願い!!

国内の養鶏農場において死亡率が急増したにもかかわらず県への届出が遅れた事例がありました。こうした行為は、万が一本病が発生した場合、発見の遅れにつながり、感染が拡大するおそれがあります。

鳥インフルエンザを早期に発見するために、特定の症状を発見した場合は必ず家保に連絡しましょう!!（家畜伝染病予防法第13条の2）

家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間の連絡は・・・090-5564-1018

土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または 090-5568-0817